

# 社会福祉法人幸恵会 行動計画

(女性活躍推進法に基づく行動計画)

仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整えるため次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間： 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
- 2 目標と取組内容・実施時期

目標：有給休暇取得率が3割に満たない職員に積極的な声かけ等を行い、取得率を5割目指し法人全体での取得率向上を図る。

## <取組内容>

2025年 4月

7月

10月

2026年 1月

2月～

各職員の有休付与月ごとに取得を促す。

- ・ 各部署ごとに職員の取得状況を把握してもらう。
- ・ 対象職員には各部署のリーダーからの積極的な声かけを行う。